

# 国民健康保険からのお知らせ

8月1日からご使用いただく国民健康保険の新しい被保険者証が、7月末日までに郵送（書留）されますので、被保険者証が届きましたら記載内容に誤りがないか確認してください。なお、有効期限を過ぎた被保険者証は、住民課国保年金班へ返却していただくか、使用できないよう裁断し、処分してください。

## 他の健康保険に加入したとき

社会保険など他の健康保険に加入したときは、国民健康保険の資格喪失手続きが必要です。

社会保険の被保険者証が交付されるまでの間、国民健康保険の被保険者証を使用すると、町が負担した医療費を返還していただく場合がありますので、必ず資格喪失の手続きを行ってください。

- 手続きに必要なもの**
- ・他の健康保険から交付された被保険者証
- ・国民健康保険の被保険者証
- ・印かん

## 被保険者証の再発行

被保険者証を紛失したり、誤って破いてしまったりしたときは、被保険者証を再発行することができます。

●**手続きに必要なもの**

- ・本人確認ができる証明書（運転免許証など）
- ・印かん

## 修学のため、家族と離れて他の市町村に住むとき

修学のため、他の市町村に住んでいる方は、届出により横芝光町の国民健康保険の被保険者となることができます。

●**手続きに必要なもの**

- ・在学証明書（4月1日以後）

## 降に発行されたもの

・印かん  
※学校を卒業したときは、住所地の国民健康保険に加入することになりますので、資格喪失の手続きが必要です。

## 高齢受給者証が更新されます

高齢受給者証は70歳から74歳までの方に、自己負担割合を記載して発行されます。（後期高齢者医療の適用を受ける方は除きます。）

8月1日からご使用いただく高齢受給者証は、被保険者証とあわせて郵送しますので、医療機関を受診するときは、「被保険者証」と

「高齢受給者証」の2枚を必ず窓口にて提示してください。

70歳から74歳までの方の窓口での自己負担割合	
昭和19年4月1日以前に生まれた方	1割負担
昭和19年4月2日以降に生まれた方	2割負担
現役並み所得者	3割負担

## ●これから70歳になる方へ

高齢受給者証は誕生日の翌月から（1日生まれの方はその月から）使用できるようになります。

70歳になる月に高齢受給者証が発行されます。

## ●年度の途中で75歳になる方へ

年度の途中で75歳になる方の被保険者証と高齢受給者証の有効期限は誕生日の前日となります。

誕生日以降は、後期高齢者医療の被保険者となります。75歳になる月の前月に新しい被保険者証が発行されます。

## 限度額認定証と限度額適用・標準負担額減額認定証

高額な外来診療や入院時の自己負担を軽減するための、限度額認定証と限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は7月31日までとなっています。

自動更新ではありませんので、8月以降も引き続き認定証が必要な方は、8月になりましたら申請してください。

## ●手続きに必要なもの

- ・国民健康保険の被保険者証
- ・現在交付されている認定証
- ・印かん